

じぶんで
えらぶ、

iDeCo

で
そだてる



J-PEC®の個人型確定拠出年金 (ジブラルタ生命コース)

「iDeCo(イデコ)」は、個人型確定拠出年金の愛称です。



まずは、はじめに押さえておきたい「加入」と「移換」

iDeCoに
加入
をご希望の方

個人型(iDeCo イデコ)で
老後の資金準備を
はじめたいと考えている方

- iDeCoなら、毎月の掛金は5,000円から。ご自身のペースで、積み立てていくことができます。
- iDeCoは「じぶんでつくるじぶんのための年金」。ご自身で運用した成果が将来の受取額となります。
- 毎月の掛金は所得控除、運用は非課税など、iDeCoならではの税制優遇があります。

☞ 2ページにお進みください。

資産の
移換
が必要な方

企業型に
加入していた方が
60歳前に退職したとき

- これまで積み立てていた資産を別の確定拠出年金に持ち運ぶ(移換する)必要があります。
- 個人型(iDeCo)に移換する場合は、次のいずれかのパターンを選択します。
「加入+移換」…ご自身で掛金を積み立てる
「移換のみ」…資産の運用のみ継続する

☞ 12ページにお進みください。



Gibraltar
ジブラルタ生命



ジャパン・ペンション・ナビゲーター

J-PEC

iDeCoではじめる積立のながれ



掛金

掛金をコツコツ積み立てる

自分のペースに合わせて掛金の積立ができます。掛金額は1ヵ月あたり5,000円から1,000円単位で決めることができます。掛金額は年1回、変更できます。

運用

自分で年金をつくる

ご自身で商品を選んで、掛金を運用していきます。運用しだいで、資産を殖やすことができる一方で、元本割れになることもあります。お客さまの資産は専用口座で管理されます。

受取

60歳以降に年金か一時金で

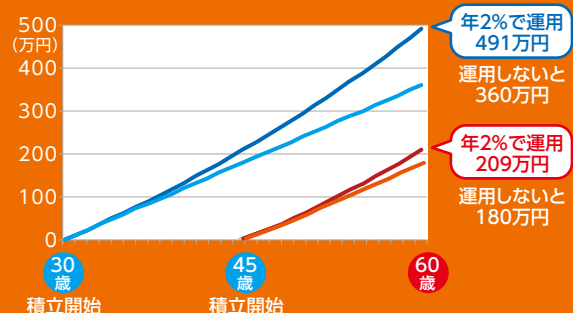
老齢給付金の受取は最初の掛金から10年以上経過していれば60歳から受け取ることができます。年金または一時金から受取方法が選択できます。

無理なく老後資金を準備していくには、時間を味方につけることが大切です!

老後資金のように、それなりに大きなお金を準備したいときは、できるだけ早くから始めたほうが有効といえます。また、運用しながら積み立てていくと、同じ運用利回りでも準備期間が長いほうが資産の殖え方が大きくなります。

* 手数料、税金は考慮していません。

毎月1万円ずつ積み立てると、60歳でいくらになる?



iDeCoならではの税金の取扱

掛金

掛金は全額所得控除 所得税・住民税の負担が軽減

たとえば 年間収入が550万円の会社員が毎月23,000円ずつ積み立てると…

所得税・住民税あわせて、年間 約**55,000円**減少

- * 個人型(iDeCo)で拠出された掛金は、全額「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。
- * 上記のケースは、扶養家族は配偶者のみとし、所得税と住民税の合計税率は20%で計算。復興特別所得税は考慮せず。年取等に応じて、税負担の軽減額は異なります。

iDeCoに
加入していない

拠出前の
課税所得

iDeCoに
加入

所得控除

所得控除後の
課税所得



20年、30年で
みると、けっこう
大きな金額に
なるね。

運用

運用益はすべて非課税 期間が長いほど効果も大きくなります

たとえば 毎月23,000円の掛金を年3%で運用していくと…

30年なら、差額 約**125万円**

- iDeCoで運用した場合の受取額 約1,331万円
- 一般の金融商品で運用した場合の受取額 約1,205万円

- * 一般の金融商品は、運用益に対して毎年20%源泉分離課税されるものとして計算。
- * 手数料、特別法人税、復興特別所得税等は考慮していません。
- * 確定拠出年金では、積み立てた年金資産に対して特別法人税が課税されますが、現在は凍結中でありません。

一般の金融商品
で運用

20%
課税

iDeCo
で運用

非課税

プラス分は
税金が引かれないで、
そのまま資産に
残るのね。



受取

年金・一時金は課税対象ですが、 各種控除が適用されます

たとえば 30年間掛金を積み立てて60歳以降に一時金で受け取ると…

最大**1,500万円**まで税金がかかりません

- * 確定拠出年金では、「掛金払込期間」を「勤続年数」に置き換えて退職所得控除額が計算されます。複数の退職所得があって、対象となる期間が重複する場合は、勤続年数が調整されます。
- * 上記のケースは、次の計算式に基づき計算。(70万円×(勤続年数30年-20年)+800万円=1,500万円)
- * 他の退職所得がなく、確定拠出年金の一時金のみを受け取った場合を想定。

年金で
受け取る場合

公的年金等
控除

一時金で
受け取る場合

退職所得
控除



税金が
かからない枠が
利用できるって
ことか。

iDeCoの目的は、老後資金を確保すること 60歳まで引き出せないルールがあります

iDeCoのように確定拠出年金では、法律で、原則として60歳までは積み立てた資産を引き出すことができないことになっています。一方、途中で引き出せない制約があるからこそ、着実な資金準備につながるといえます。もし、掛金拠出を中断する場合は、「運用指図者」(うんようさしずしゃ)となって、受取開始まで運用を続けることになります。

途中で引き出せない
制約があるから
着実な資金準備に
つながるんだね!



iDeCo 加入の手続

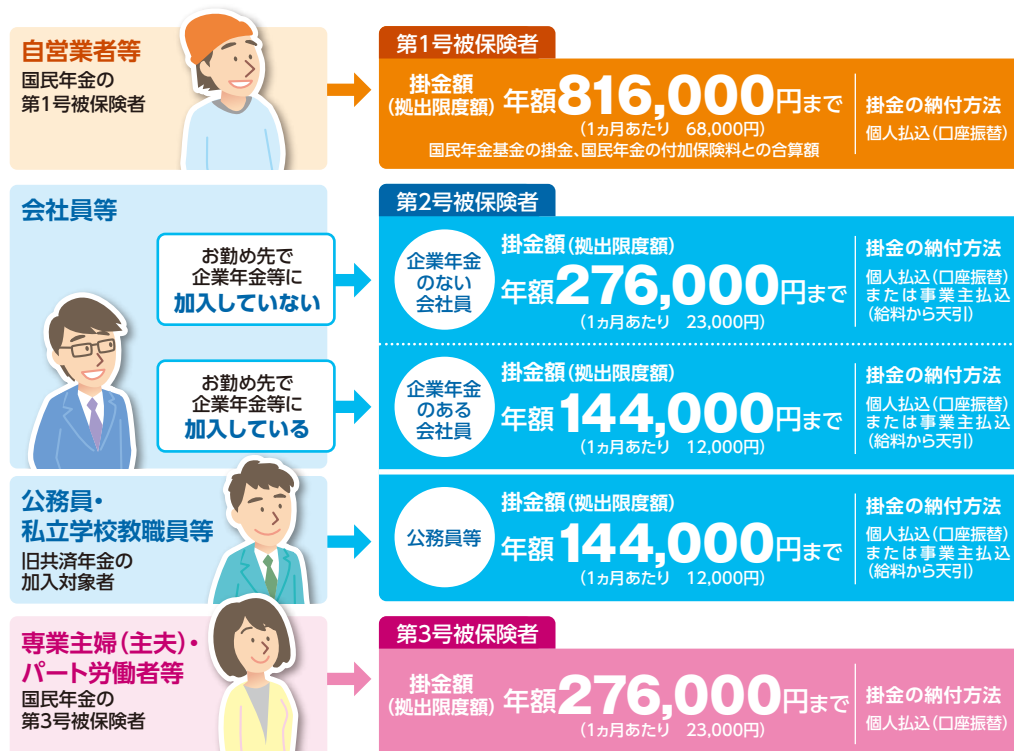
STEP1 加入の検討

プラン概要について、確認しましょう

個人型(iDeCo)へのご加入にあたっては、制度のしくみや手数料、選択できる運用商品などについて、あらかじめ確認しておくことが重要です。

ご自身の加入タイプを確認しましょう

職業などによって、加入タイプが分かります。加入タイプによって、拠出できる掛金額の上限や掛金の納付方法等が異なります。



すでに企業型確定拠出年金に加入している方は、ご加入中の企業型プランで認められる場合に限り、「企業型」と「個人型(iDeCo)」の両方に加入できます

「企業型」と「個人型」の両方に加入できる第2号被保険者の拠出限度額は、企業型以外に企業年金がない場合が、年額24.0万円(1ヵ月あたり2.0万円)、企業年金がある場合が年額14.4万円(1ヵ月あたり1.2万円)です。

* 第2号被保険者のうち、中小事業主掛金納付制度を実施している会社にお勤めの場合の拠出限度額は、ご自身が拠出する掛金(加入者掛金)と会社が拠出する掛金(中小事業主掛金)の合計で年額27.6万円(1ヵ月あたり2.3万円)となります。

これまで「企業型」に加入していた方は、 資産を持ち運ぶ(移換する)手続を行ってください

「企業型」確定拠出年金に加入していた方が、「個人型」確定拠出年金(iDeCo)に加入する際は、これまで積み立てていた資産を「個人型」に持ち運ぶ必要があります。このように、別の確定拠出年金に資産を持ち運ぶことを「移換」といいます。ご加入の際は、「個人型年金加入申出書」に加えて、「個人別管理資産移換依頼書」をご提出ください。

(移換分については、毎月の掛金とは別の運用商品や運用割合を指定することができます)

手続の期限は、
会社を退職してから
6ヵ月だよ!



STEP2 加入の申込

掛金額を決定します

掛金拠出の方法は、「毎月定額で拠出する」または「月ごとに掛金額を設定する」のいずれかから選択できます。

運用商品を選択します

掛金で購入する運用商品と、その運用割合を決めます。運用割合は1%単位で指定できます。なお、資産の移換がある場合は、「加入」と「移換」のそれぞれの帳票に運用割合をご記入ください。

必要書類を返送してください(受付金融機関への提出)

各種帳票に所定事項を記載のうえ、必要書類とともに、受付金融機関へご提出ください。
(同封の返信用封筒をお使いください)



ご提出の際は、必要書類がそろっているか、あらためてご確認ください

第2号被保険者となる方については、お勤めの会社で国民年金基金連合会への「事業所登録」が必要ですので、事前に登録の有無をご確認ください。

STEP3 手続の完了

国民年金基金連合会より、通知が届きます

国民年金基金連合会では、加入申込者の資格や掛金の拠出限度額の確認を行います。お手続が完了すると、「個人型年金加入確認通知書」がお手元に届きます。

NRKよりユーザーIDが届きます

NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)からは、ユーザーIDや暗証番号、商品登録内容を記載した「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」が届きます。

ユーザーID、暗証番号は、WEBサービスやコールセンターのご利用の際に必要となります。
個人情報に関わるものですので大切に保管してください。

掛金の拠出がはじまります

「毎月拠出」を選択する場合、加入申込から初回の掛金拠出までは、1~2ヵ月かかります。「個人型年金加入確認通知書」で開始時期、掛金額等をご案内いたしますので、ご確認ください。なお、初回の掛金につきましては、お手続の完了時期等により、申込月の翌々月に2ヵ月分の口座振替を行う場合があります。

* 月ごとに掛金額を設定する場合、「個人型年金加入確認通知書」のほかに「引落予定のお知らせ」が送られてきます。

加入にあたっては、以前加入していた企業年金の資産を「個人型」(iDeCo)に持ち運ぶことができます

以前加入していた企業年金(確定給付企業年金、厚生年金基金)の脱退一時金を受け取らなかった場合は、脱退から1年以内であれば、「個人型」確定拠出年金に脱退一時金相当額の資産を持ち運ぶ(移換する)ことができます。

* 運用指図者となる方は、他の企業年金からの資産の持ち運びはできません。

* 確定給付企業年金、厚生年金基金の脱退一時金を企業年金基金連合会に移換した場合も、一定の条件を満たすと、「個人型」確定拠出年金に資産を持ち運ぶことができます。

iDeCo 掛金額の設定

掛金拠出の方法が選べます

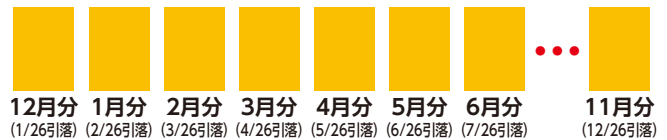
掛金額を決めるときは、「毎月定額を拠出する方法」と「月ごとに掛金額を設定する方法」のいずれかから選択できます。

* 「月ごとに掛金額を設定する方法」を希望される方は、別途書類の提出が必要となります。コールセンターにご請求ください。

●「毎月定額を拠出」の場合

1ヵ月あたりの掛金額は、5,000円以上1,000円単位となります。1ヵ月あたりの拠出限度額(上限)を超えた掛金額の設定はできません。

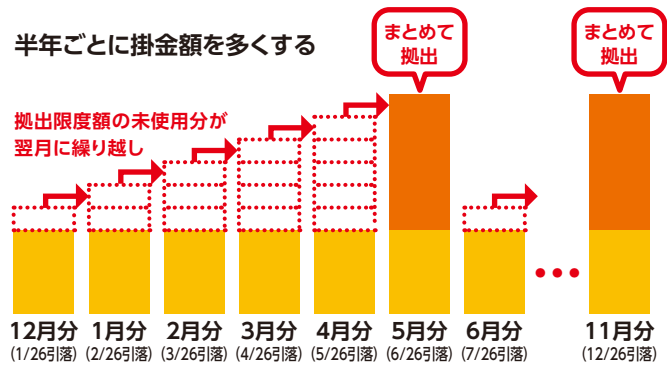
毎月掛金額を同じにする



●「月ごとに掛金額を設定」の場合

掛金額は、「5,000円」に「前回拠出からの月数」を乗じた金額から、1,000円単位で設定できます。掛金額が「その月の拠出限度額(上限)」に満たない場合、未使用分が翌月に繰り越されます。このため、「1ヵ月あたりの拠出限度額」と「繰り越された未使用分」の合計額が拠出できる掛金額の上限となります。

半年ごとに掛金額を多くする



11月分の掛金で未使用分があった場合は、12月分への繰り越しはできません

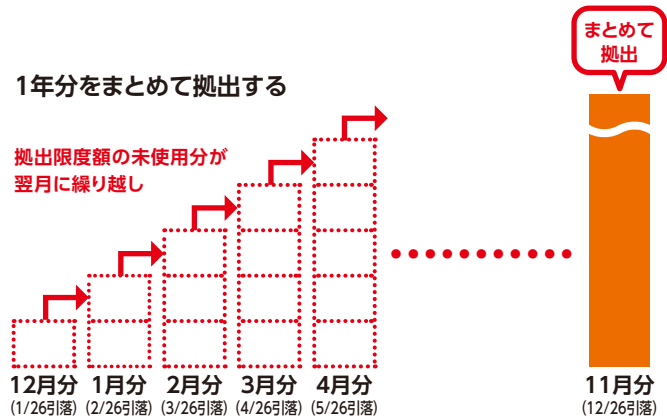
掛金を拠出する期間は、12月分(1月引落)から翌年11月分(12月引落)の1年を「拠出単位期間」としています。



掛金額の変更は、年1回のみ行うことができます

毎年12月分～翌年11月分の拠出単位期間で、年1回のみ変更することができます。掛金額を変えたいときは、コールセンターにご連絡ください。

1年分をまとめて拠出する



原則として、その月分の掛金が翌月26日(休業日の場合は翌営業日)に引き落とされます

期日に掛金を拠出しなかった(口座振替できなかった)場合は、その月の掛金拠出はなかったものとして記録されます(国民年金保険料のように前納や追納はできません)。

また、国民年金の保険料を納付していない場合は、掛金拠出ができませんのでご注意ください(口座振替により引き落とされた場合は、掛金相当額が国民年金基金連合会より年1回還付されます)。

運用商品ラインアップ

運用にあたっては、商品と運用割合を決めます

掛金が拠出されると、あらかじめ指定された運用割合(掛金の配分割合)にしたがって、商品が購入されます。これから運用していく商品は、運用商品ラインアップからお選びいただけます。

* 運用成果によっては、元本を下回ることもあります。

●運用商品ラインアップ

<投資信託>

カテゴリー	商品コード	運用商品名
国内株式型	01366	三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド
	00046	年金積立Jグロース
	01133	大和住銀DC国内株式ファンド
国内債券型	00164	三井住友・日本債券インデックス・ファンド
	01351	三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド
外国株式型	01321	インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式
	01200	大和住銀DC海外株式アクティブファンド
	01596	三井住友・DC外国債券インデックスファンド
外国債券型	01322	インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型)
	01075	三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)
バランス型	01076	三井住友・DC年金バランス50(標準型)
	01074	三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)
	01067	財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型
その他	01443	DC・ダイワJ-REITオープン
	01413	野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

<元本確保型商品>

カテゴリー	商品コード	運用商品名
預金	01493	三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)

いちど選んだ商品は、
いつでも変更することができます

◎運用割合変更

掛金で購入する商品の運用割合を変更する手続。1%単位で指定できます。

◎運用商品預替(あずけかえ)

現在保有している商品の一部または全部を売却して、別の商品を購入する手続です。

運用商品を変更するには、
2つの方法があるんだ!



60歳からの人生設計にあわせて受取方法が選べる

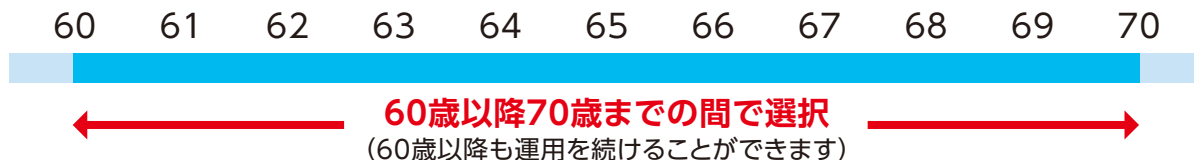
iDeCoからの給付（老齢給付金）

具体的な取扱方法については、給付金ご請求の際に別途ご連絡します。

老齢給付金は60歳以降に受取開始できます

70歳になるまでの間であれば、希望する時期から受取が開始できます。

受取が完了するまでは、引き続き運用が続きます。



60歳から受取開始するには、最初の掛金拠出から10年以上経過している必要があります

10年未満でも、遅くとも65歳までには受取開始できます。

一時金と年金から受取方法が選択できます

老齢給付金の受取額は、裁定時の資産額（個人別管理資産額）に基づいて決まります。

●一時金で受け取る場合

一時金と年金を組み合わせて受け取ることも可能です。

選択割合

100%

75%

50%

25%

●年金(分割)で受け取る場合

商品の運用を継続しながら、年金を受け取ります。

支給期間

5年

10年

15年

20年

年あたりの
支給回数

年1回

年2回

年4回

年6回

万一の場合の給付として、 障害給付金と死亡一時金があります

◎障害給付金

一定の高度障害になったときに受け取ることができます。一時金または年金から選択できます。

◎死亡一時金

加入者や年金受給中の方などがお亡くなりになったとき、遺族に一時金が支払われます。

加入・移換から受取まで 手数料をご負担いただくことになります

「個人型」(iDeCo)では、口座の維持・管理のために、加入者および運用指図者のみなさんには手数料をご負担いただいています。

あらかじめご確認くださいませよう、お願いいたします。

* 運用指図者とは、掛金拠出を行わず運用のみ行う方のことです。

お申込時(新規加入時・移換時)にかかる手数料(金額はすべて税込)

ご加入時または移換時には、国民年金基金連合会の事務を行うために必要な事務費として、以下の手数料が差し引かれます。

	新規加入時 個人型プランの加入者となる時	移換時 個人型プランの運用指図者となる時
手数料	2,829円	2,829円
支払方法	初回の掛金より差し引かれます	移換金より差し引かれます

* 個人型プランの運用指図者が加入者になる場合は、上記手数料はかかりません。

口座管理等(運用期間中)にかかる手数料(金額はすべて税込)

加入者は毎回の掛金から、運用指図者は毎年3月末に年金資産(個人別管理資産額)から差し引かれます。

		加入者(拠出者)	運用指図者
手数料		毎月431円(年間 5,172円) ※毎月拠出する場合	年間3,912円
内訳	国民年金基金連合会*1	1回の拠出あたり 105円	—
	運営管理機関*2	1ヵ月あたり 260円	3,120円
	事務委託先金融機関*3	1ヵ月あたり 66円	792円
支払方法		毎回の掛金から 差し引かれます	年金資産より 差し引かれます

月ごとに掛金額を設定している場合、国民年金基金連合会に支払う手数料は拠出月分のみ差し引かれます。その他の機関に支払う手数料は、次回の掛金から、「前回拠出月からの月数分」がまとめて差し引かれます。

その他の手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・給付時 440円(給付のつど) ・還付時 1,488円(還付のつど)*4
---------	--

*1 掛金の出納、およびこれに付随する事務にかかる手数料です。

*2 運営管理業務等の対価として当社(ジャパン・ペンション・ナビゲーター)が「記録関連運営管理機関(日本レコード・キーピング・ネットワーク)」の手料と合わせて請求いたします。

*3 国民年金基金連合会から委託を受けて個人別管理資産を管理する信託銀行(三井住友信託銀行/日本トラスティ・サービス信託銀行)に支払います。

*4 ①国民年金の保険料を納付していない月に掛金が拠出されたとき、②加入者の資格を有しない方が掛金を拠出したとき、③法令および個人型年金規約に定める限度額を超えて掛金が拠出されたときに、当該掛金に相当する額を加入者等へ返還することをいいます。

加入後もみなさまをしっかりとサポート

J-PECのサポートサービス

目的に応じて、2つのWEBサービスをご用意しています

みなさんの資産は個人別の専用口座で管理されており、WEBサービスを通じて、いつでも資産残高を確認することができます。加入者や運用指図者になると、「DCなび(J-PEC WEB)」と「NRK WEB」の2つのWEBサービスをご利用いただけます。

資産残高、 運用商品のチェックは、 「DCなび」 (J-PEC WEB)

資産残高や運用状況のほか、運用商品の最新情報などが確認できます。

最新ニュースや
運用商品に関する
お知らせはこちら

資産評価額
資産残高や掛金累計
額を見ながら、積立状
況を確認します。

運用利回り
「当初から」と「直近1年
間」の2つの期間で
チェックできます。



資産額の推移
1年前と資産額を
比較できます。

運用商品を変更したいときは、 「NRK WEB」

運用商品の変更手続はWEBを通じて行うことができます。
(「DCなび」から直接アクセスできます)

「DCなび」(J-PEC WEB)



「NRK WEB」



オートログイン
ユーザーIDと
パスワードの再入力
は不要です。

コールセンターのサポートも充実しています

コールセンターでも、残高照会や運用商品の変更が可能です。自動音声メニューはいつでもご利用いただけます(メンテナンス時間を除く)。オペレーターによる対応も受け付けています。

なお、転職や引越など、登録内容に変更があるときは、コールセンターにご連絡ください。



ユーザーID、暗証番号がわからない方は、コールセンターにご連絡ください

0120-655-029 (受付時間:平日9:00~20:00)

ガイダンスの後、「*」に続けて、「9」と「#」を入力してください。オペレーターにつながりますので、ユーザーID等の再発行をご依頼ください。また、インターネットでのお手続も可能です。「DCなび」のログイン画面から再発行画面へお進みください。

WEBサービスやコールセンターの両方で 最高評価の「三つ星」

J-PECでは、加入者さま向けにご提供するWEBサービス(サポートポータル)およびコールセンター(問い合わせ窓口)に対して、HDI-JAPAN(ヘルプデスク協会)による格付調査で、ともに最高評価の「三つ星」を獲得しました。



WEBサービス
(サポートポータル)

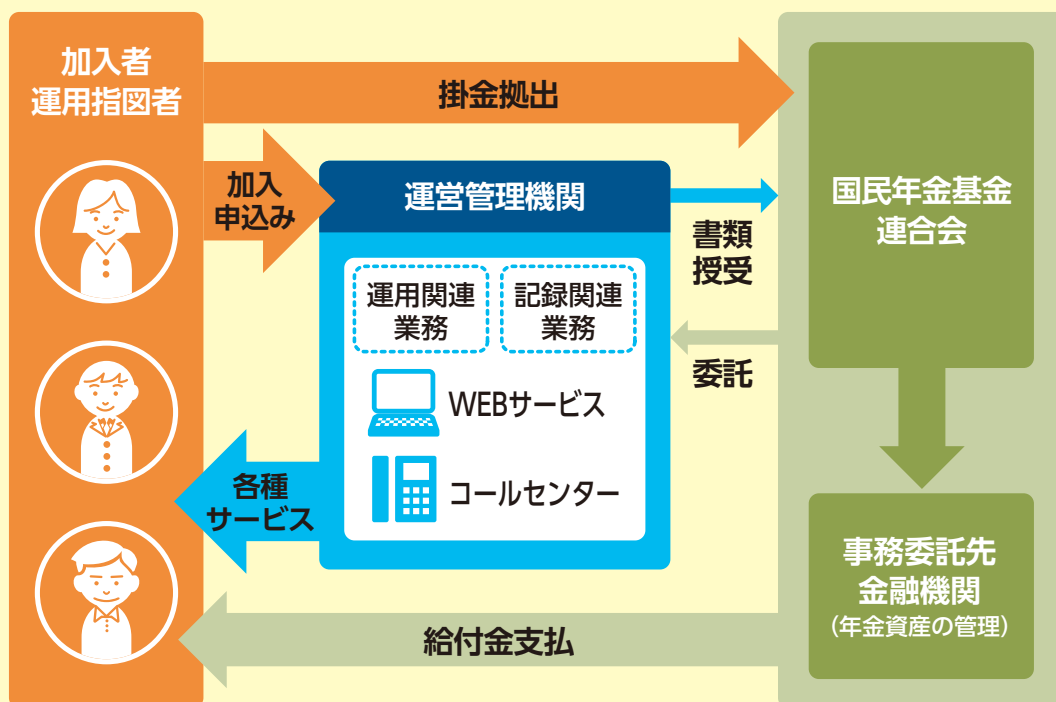


コールセンター
(問い合わせ窓口)

ジャパン・ペンション・ナビゲーターが 加入者のみなさんの窓口となります

「個人型」(iDeCo)は、いろいろな機関が協力しあって、
加入者のみなさんをサポートします。

そのなかで、運営管理機関は加入者のみなさんの窓口となります。



どんな機関?	どんな役割?
運営管理機関(運用関連) ジャパン・ペンション・ナビゲーター (J-PEC)	J-PEC個人型プランの総合的な窓口となります。 運用商品ラインアップの選定、情報提供、WEBサービス「DCなび」やコールセンターの運営を行っています。
運営管理機関(記録関連) 日本レコード・キーピング・ネットワーク (NRK)	個人別の資産残高や加入期間などのデータ管理の役割を担っています。 このほか、運用商品の変更手続(運用指図の取りまとめ)のほか、各種給付金の裁定を行っています。
運営主体 国民年金基金連合会	「個人型」確定拠出年金を運営するための規約等を策定しています。 申込後、加入資格の確認や各種届出の処理等を行います。加入者の掛金は、国民年金基金連合会に納められます。
事務委託先金融機関 三井住友信託銀行	国民年金基金連合会の委託を受け、加入者等の年金資産を管理しています。 運用商品の売却・購入のほか、給付金の支払を行います。

企業型に加入されていた方が 60歳前に退職したときは これまで積み立てていた資産を別の 確定拠出年金に持ち運ぶ(移換する) 必要があります

企業型確定拠出年金を導入する会社にお勤めの方が60歳前に退職した場合は、別の確定拠出年金に資産を持ち運んで(移換して)運用を続けることとなります。iDeCoに移換する場合は、次のいずれかのパターンを選択します。

「加入」+「移換」

掛金の拠出を行う加入者になります。

※申出により掛金の拠出を中止し、運用指図者になることもできます。

「移換のみ」

掛金の拠出を行わず、資産の運用のみを行う運用指図者になります。

※iDeCoの加入資格がある方は、申出により加入者になることもできます。

退職後、企業型の資格喪失に関する書類が届きます

退職した翌月の中旬ごろに、「加入者資格喪失のお知らせ」(NRKの場合)、または「加入者資格喪失手続完了通知書」(JIS&Tの場合)が届きます。

* 書類の名称は、企業型で加入していた運営管理機関(記録関連)によって異なります。「NRK」は日本レコード・キーピング・ネットワーク、「JIS&T」は日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジーの略称です。

手続が完了すると、国民年金基金連合会より通知が届きます

移換手続に必要な書類を返送した後、手続が完了すると、国民年金基金連合会より、「個人型年金移換完了通知書」が届きます。

その際、企業型で積み立てた資産はすべて売却され、お客様の加入記録とともに個人型プランに移されます。

運用指図者の手数料は、毎年1回、お客様の資産から差し引かれます

運用指図者になると、毎年1回、12月～翌年11月(拠出単位期間)の手数料が翌々年の3月末日の7営業日前に算出され、お客様の資産から差し引いてご負担いただきます。

その際、お客様の保有している運用商品の一部が売却されます。売却される商品は、13ページに記載される運用商品の売買順となります。

運用商品売却順

1	三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)	11	三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)
2	三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	12	三井住友・DC年金バランス50(標準型)
3	年金積立Jグロース	13	三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)
4	大和住銀DC国内株式ファンド	14	財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型
5	三井住友・日本債券インデックス・ファンド	15	DC・ダイワJ-REITオープン
6	三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	16	野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)
7	インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式		
8	大和住銀DC海外株式アクティブファンド		
9	三井住友・DC外国債券インデックスファンド		
10	インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型)		

定期預金が売却された場合

中途解約の取扱になります。当初適用された利率よりも低い「中途解約利率」で利息が計算されます。

保険商品が売却された場合

解約控除が適用されませんので、手数料の金額が控除されます。

投資信託が売却された場合

価格が日々変動するため、売却見積金額をもとに手続を行います(投資信託の売却数量は、資産売却基準日の基準価額をもとに計算されます)。このため、手数料の金額に対して、余分な金額が発生したり、不足額が発生することがあります。

資産の移換手続は、退職後6ヵ月以内に行ってください(金額はすべて税込)

退職後、6ヵ月以内に移換手続が完了しない場合は、お客さまの資産は現金化され国民年金基金連合会に「自動移換」されます。自動移換されると、通常の移換手続にかかる手数料以外に、自動移換にかかる手数料等をお客さまにご負担いただくこととなります。

自動移換時の手数料	4,348円 (国民年金基金連合会手数料1,048円+ 特定運営管理機関手数料3,300円)
管理手数料 (自動移換されている間にかかる手数料)	毎月52円 (特定運営管理機関に支払)
自動移換後、個人型プランおよび企業型プランへ 移換される際にかかる手数料	1,100円 (特定運営管理機関に支払)

* 管理手数料は、自動移換された日の属する月の4ヵ月後からかかります。

行為準則

確定拠出年金「個人型」において、「運営管理機関」、「国民年金基金連合会」は、法令等により定められた規則（行為準則）を守らなければならないとされています。

1. 運営管理機関の行為準則

① 忠実義務

運営管理機関は法令等や運営管理契約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならないとされています。主な留意点は以下の通りです。

- ・ 加入者等の利益のみを考え、資産運用に関する専門的な知見に基づいて運用商品の選定、提示およびそれに係る情報提供を行うこと。
- ・ 加入者等に対し、株式（主に一の企業の株式で運用する投資信託を含む）を運用方法として提示することは、忠実義務の趣旨に照らし妥当であると認められる場合に限られる。
また、当該株式を発行する企業が倒産した場合には、加入者等の個人別管理資産のうち当該株式での運用に係る資産がゼロとなる可能性が高いことを、加入者等に対して十分に情報提供するようにすること。

② 個人情報保護

運営管理機関は加入者等の氏名、住所および生年月日等の個人情報を保管または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内でのみ可能とされています。

③ 禁止行為

運営管理機関は以下の行為が禁止されています。

【損失補償の禁止】

- ・ 運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等の損失の全部または一部を負担することを約束すること。

【特別利益の提供の禁止】

- ・ 運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等やまたは企業等に特別の利益を提供することを約束すること。

【損失補填の禁止】

- ・ 加入者等の損失の全部もしくは一部を補填すること、または加入者等に利益を追加するため加入者等または第三者に対して財産上の利益を提供すること、または第三者に提供させること。

【故意の事実不告知・不実告知の禁止】

- ・ 運営管理契約締結の勧誘をするため、またはその解除を妨げるため、運営管理業務に関してその相手方である企業等の判断に影響を及ぼすような重要なことについて故意に事実を告げないこと、または不実を告げること。
- ・ 年金制度に関して不実のことまたは誤解させるおそれのあることを加入者等に告げること、または表示すること。
- ・ 運用方法に関して不実のことを告げ、もしくは利益や損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、加入者等に運用指図を行わせること。
- ・ 提示したいいずれかの運用方法と他の運用方法を比較した事項に関して不実のことまたは誤解させるおそれのあることを加入者等に告げること、または表示すること。
- ・ 運用方法に関して加入者等の運用指図を行う際の判断に影響を及ぼすような重要なことについて加入者等に故意に事実を告げないこと、もしくは不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げること、または表示すること。
- ・ 運営管理契約締結の勧誘のため、またはその解除を妨げるため、その相手方である企業等の判断に影響を及ぼすようなことについて故意に事実を告げないこと、または不実のことを告げること。
- ・ 個人型年金加入者等の運営管理機関の指定または指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘するため、または指定の変更を妨げるため、個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすようなことについて故意に事実を告げないこと、または不実のことを告げること。

【利益相反行為の禁止】

- ・ 自己または加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、特定の運用方法を加入者等に提示すること。

【運用方法の推奨の禁止】

- ・ 特定の運用方法について指図を行うこと、また行わないことを加入者等に勧めること。

【その他】

- ・ 加入者等の保護に欠けること、もしくは運営管理機関業務の公正を害すること、または確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあることを行うこと。

2. 国民年金基金連合会の行為準則

① 忠実義務

国民年金基金連合会は法令等や個人型年金規約を遵守し、個人型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならないとされています。

② 個人情報保護

国民年金基金連合会は個人型年金加入者等の氏名、住所および生年月日等の個人情報を保管または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内でのみ可能とされています。

③ 禁止行為

国民年金基金連合会は以下の行為が禁止されています。

【利益相反行為の禁止】

- ・ 自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理業務の委託に係る契約等を締結すること。

【運用方法の推奨等の禁止】

- ・ 自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理機関に特定の運用方法を個人型年金加入者等に提示させること。
- ・ 運営管理機関に、特定の運用方法について指図を行うこと、または行わないことを個人型年金加入者等に勧めさせること。
- ・ 特定の運用方法について指図を行うこと、または行わないことを個人型年金加入者等に勧めること。
- ・ 自己または個人型年金加入者等以外の第三者に、運用の指図を委託することを個人型年金加入者等に勧めること。
- ・ 特定の運営管理機関を指定し、またはその指定を変更することを個人型年金加入者等に勧めること。

本内容は確定拠出年金に係る法令等に基づいて作成したものです。

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社(以下、『当社』といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、以下のとおり個人情報(特定個人情報を含む。以下同様。)の取り扱いをいたします。

記

1. 個人情報の利用目的について

(1) ご本人から直接書面等に記載された個人情報は、業務の遂行に必要な範囲内で以下の目的で管理及び利用いたします。

1. Webサイトからのお問合せに回答するため
2. コールセンターのお問合せへの回答、資料送付等に対応するため
3. 個人情報についての開示請求・苦情・相談等に対応するため
4. お取引に関する義務の履行や権利行使のため(お取引先の役職員様に関する個人情報)

(2) 委託された業務に関する個人情報の利用目的

当社が委託された業務に関して委託元企業様から取得する個人情報は、委託契約の範囲内で以下の目的で管理及び利用いたします。

1. 確定拠出年金運営管理業務、投資教育業務、個人型受付業務、お客さまとの連絡、コールセンターのお問い合わせへの回答及び資料送付等の業務(正確性を確保するための録音を含む)、市場調査並びにデータ分析等に利用するため
2. 人事・退職給付制度等のコンサルティング業務、お客さまとの連絡、コンサルティング業務に関連するセミナー開催の連絡、市場調査並びにデータ分析等に利用するため
3. 退職給付会計に係る数理計算業務、お客さまとの連絡に利用するため

2. 特定個人情報等(個人番号及び特定個人情報)の利用目的について

当社は、提供を受けた特定個人情報等を、以下の目的で利用いたします。

(1) 確定拠出年金の加入者等の特定個人情報等

確定拠出年金における給付裁定書類および脱退一時金請求書類の受付のため

(2) 取引先様の特定個人情報等

報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書作成事務を行うため

※なお、当社の個人情報保護方針、個人情報のお取り扱いに関しましては、ホームページ(<https://www.j-pec.co.jp/top/>)の「プライバシーポリシー」に掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

以上

国民年金基金連合会

個人情報の利用目的について

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報は、確定拠出年金法の業務を行うために必要な範囲で利用させていただきます。具体的には、以下の通りです。

- 制度への加入資格の審査など、制度への加入手続
- 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理
- 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
- 運用商品の指図
- 資産の管理
- 給付及び脱退一時金の支給
- 企業型確定拠出年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続
- 自動移換者の状況の把握及びその記録の管理
- 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
- 個人型確定拠出年金制度に関する情報の提供
- 個人型年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究
- その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

J-PEC個人型プラン(ジブラルタ生命コース)の概要

プラン概要

プラン名	J-PEC個人型プラン
受付金融機関(プランコース)	ジブラルタ生命コース
運営管理機関	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社
※再委託先(記録関連)	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社
資産管理機関	三井住友信託銀行株式会社

加入資格

第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など(国民年金の第1号被保険者)
第2号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)
第3号被保険者	専業主婦・主夫、パート労働者など、国民年金の第3号被保険者

- * ただし、以下の方は「個人型」に加入できません。
- ・農業者年金の被保険者
 - ・国民年金保険料が免除されている方(公的年金の障害年金受給者などを除く)
 - ・企業型確定拠出年金の加入者(加入中の企業型プランの規約で認められている場合を除く)

掛金

拠出限度額	第1号被保険者	年額	81.6万円(1ヵ月あたり6.8万円)	
	第2号被保険者	企業年金がない会社員など	年額	27.6万円(1ヵ月あたり2.3万円)
		企業年金がある会社員など	年額	14.4万円(1ヵ月あたり1.2万円)
	公務員、私立学校教職員など	年額	14.4万円(1ヵ月あたり1.2万円)	
第3号被保険者	年額	27.6万円(1ヵ月あたり2.3万円)		
納付方法	第1号被保険者	口座振替(本人名義口座)		
	第2号被保険者	口座振替(本人名義口座)または 給与天引(事業主による払込)		
	第3号被保険者	口座振替(本人名義口座)		

- * 掛金額の変更は、毎年12月分～翌年11月分の拠出単位期間で、年1回のみ可能。
- * 第1号被保険者の拠出限度額は、国民年金の付加保険料・国民年金基金の掛金との合算額。
- * 「企業型」と「個人型」の両方に同時加入している第2号被保険者の拠出限度額は、企業型以外に企業年金がない場合が月額2.0万円、企業年金がある場合が月額1.2万円となります。
- * 第2号被保険者のうち、中小事業主掛金納付制度を実施している会社にお勤めの場合の拠出限度額は、ご自身が拠出する掛金(加入者掛金)と会社が拠出する掛金(中小事業主掛金)の合計で年額27.6万円(1ヵ月あたり2.3万円)となります。

給付

給付の種類	(1) 老齢給付金(年金または一時金)
	(2) 障害給付金(年金または一時金)
	(3) 死亡一時金
年金の支給期間	5年、10年、15年、20年から選択
年金の支給回数(支給月)	年1回(12月)、2回(6月・12月)、4回(3月・6月・9月・12月)、6回(2月・4月・6月・8月・10月・12月)から選択
一時金の選択	個人別管理資産額の100%、75%、50%、25%

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

2019年10月発行

本資料の内容の一部あるいは全部を、無断で複製複製(コピー)および電子化することはお断りしております。
本資料については、発行日現在の法令等および信頼性の高い情報にもとづいて作成されておりますが、その正確性・完全性に対して責任を負うものではありません。また、法令等は将来変更される可能性があります。会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。



* P 3 C A 0 0 2 5 0 0 0 0 4 *

P3CA0025000-004